第二号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分			分損特約の有無及び塡補方式								
			分損特約がある場合						分損特約がない場合		
			各網についての全損契約を締結する場合			その他の場合					
			通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式
北海道さけます定置網	一月から七月まで		〇・三五%	〇・〇九%	〇・〇三%	〇・八〇%	〇・〇九%	〇・〇三%	〇・三〇%	〇・〇九%	〇・〇三%
	八月から十二月まで		一・七〇	〇・〇九	〇・〇三	三・二〇	〇・〇九	〇・〇三	一・〇〇	〇・〇九	〇・〇三
大型定置網	一月から七月まで		〇・四一	〇・〇九	〇・〇三	一・一〇	〇・〇九	〇・〇三	一・三六	〇・〇九	〇・〇三
	八月から十二月まで		一・三三	〇・〇九	〇・〇三	三・二六	〇・〇九	〇・〇三	四・二四	〇・〇九	〇・〇三
小型定置網	一月から七月まで		〇・八〇	〇・〇九	〇・〇三	一・二六	〇・〇九	〇・〇三	二・四〇	〇・〇九	〇・〇三
	八月から十二月まで		一・九二	〇・〇九	〇・〇三	四・三二	〇・〇九	〇・〇三	三・〇七	〇・〇九	〇・〇三

第二号の表備考ト中「ホ」を「ホ、ヘ又はト」に改め、同表備考トを同表備考リとし、同表備考へ中「ホ」を「ト」に改め、同表備考ホを同表備考チとし、同表備考ヘを同表備考ホ中「ホ」を「ト」に改め、「により得た率」の下に「（ホ又はヘに該当する場合にあっては、ホ又はヘによって得た率）」を加え、同表備考ホを同表備考トとし、同表備考ニの次に次のように加える。

ホ　法第百五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に供用する定置網の複数について共済契約（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式であるものを除く。以下ヘにおいて同じ。）の締結の申込みが同一の者から同時にされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

ヘ　ホの区域ごと及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に定置網を供用する特定第二号漁業者（令第二十三条第三項第二号の特定第二号漁業者をいう。以下ヘにおいて同じ。）及び当該定置網が複数あり、当該定置網の全てについて共済契約の締結の申込みが同時にされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該区分の漁業に供用する定置網の全てについて共済契約の締結の申込みがされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率（ホに該当する場合にあっては、ホによって得た率）に百分の七十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

第三号の表（備考を除く。）を次のように改める。

分損特約の有無及び塡補方式	率
分損特約がある場合	
通常塡補方式	一・九〇%
地震等限定塡補方式	〇・〇九
地震等限定低塡補方式	〇・〇三
分損特約がない場合	
通常塡補方式	〇・六〇
地震等限定塡補方式	〇・〇九
地震等限定低塡補方式	〇・〇三

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十三号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき漁獲共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

「てん補方式に」を「塡補方式に」に改め、表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		漁業の種類	団体責任分担共済金額									特別団体責任分担共済金額								
		被共済者の区分	全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式			支払上限付低事故不塡補方式			地震等限定塡補方式	地震等比例塡補付約定限度内塡補方式			全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式			支払上限付低事故不塡補方式			地震等限定塡補方式	地震等比例塡補付約定限度内塡補方式		
				特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合
漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第二十二条の三第二号に掲げる漁業		—	三九・五%	二一・〇%	一四・〇%	七・〇%	一四・〇%	二一・〇%	二八・〇%	二六・七%	二一・〇%	一四・〇%	七・〇%	三三・一%	一七・二%	一一・一%	五・四%	一二・七%	一七・九%	二三・九%	二六・〇%	一七・二%	一一・一%	五・四%
今第二十二条の三第二号に掲げる漁業		—	三〇・二	二一・〇	一四・〇	七・〇	一四・〇	二一・〇	二四・七	一三・〇	二一・〇	一四・〇	七・〇	二五・八	一七・七	一一・四	五・五	一二・八	一八・八	二一・九	一一・七	一七・七	一一・四	五・五